

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（542））
2. 日 時：平成29年12月15日 13時30分～15時05分
15時45分～17時15分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
宮本管理官補佐、正岡安全審査官、角谷安全審査官、田尻安全審査官、高嶋
原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他14名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、本日の提出資料を用いて、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備」及び「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」について説明があり、併せて、「東海第二発電所 中央制御室の居住性評価等に用いるコンクリート密度等の変更について（工事計画認可及び設置許可での扱い）」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【中央制御室】

- 「原子炉建屋外側ブローアウトパネル閉止による居住性の確保」の操作の成立性において、「速やかに対応できる」としているが、例えば全てのブローアウトパネルが開放した場合であっても速やかに閉止することが可能か確認し、実施に要する時間を具体的に記載すること。

【コンクリート密度等の変更】

- 既許可で示した通常運転時周辺公衆被ばくの評価について、コンクリート密度等の変更により評価結果に影響がないことを審査資料に記載すること。
- 第二弁操作室遮蔽については、設置許可基準規則第50条の解釈「現場において、人力で格納容器圧力逃がし装置の隔離弁の操作ができるよう、遮蔽又は隔離等の放射線防護対策がなされていること。」を踏まえ、工事計画の基本設計方針での扱いを検討すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 基本設計比較表【対象項目：第59条】
- ・ 東海第二発電所 技術的能力比較表【対象項目：1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等】
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二発電所 中央制御室の居住性評価等に用いるコンクリート密度等の変更について（工事計画認可及び設置許可での扱い）